

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	47	21.8	主事	45	89	41.2	係員級
				技師	1			
				保健師	1			
				保育士	0			
				栄養士	0			
				計	47			
2級	主任の職務	42	19.4	主任	42			
				計	42			
3級	主査の職務	35	16.2	主査	35	35	16.2	主査級
				計	35			
4級	課長補佐・事務局長補佐・室長補佐・副主幹・係長・所長・園長・館長の職務	44	20.4	課長補佐	33	44	20.4	課長補佐・係長級
				事務局長補佐	0			
				室長補佐	0			
				副主幹	7			
				係長	4			
				計	44			
5級	主幹・困難な業務を分掌する課長補佐・困難な業務を分掌する事務局長補佐・困難な業務を分掌する室長補佐の職務	27	12.5	主幹	27	27	12.5	主幹級
				計	27			
6級	課長・事務局長・室長・困難な業務を分掌する主幹の職務	15	6.9	課長	14	15	6.9	課長級
				事務局長	1			
				計	15			
7級	部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務	6	2.8	部長	3	6	2.8	部長級
				教育次長	1			
				参事	1			
				議会事務局長	1			
				計	6			
合計		216	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	(1) 技能職員の職務 (2) 労務職員の職務	0	0.0	運転手	0
				用務員	0
				技手	0
				計	0
2級	(1) 技能職員の職務 (2) 労務職員の職務	2	20.0	用務員	1
				技手	1
				調理員	0
				計	2
3級	(1) 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 (2) 相当の経験を必要とする労務職員の職務	2	20.0	運転手	1
				技手	1
				計	2
4級	(1) 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 (2) 相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う労務職員の職務	6	60.0	運転手	2
				用務員	1
				調理員	2
				技手	1
				計	6
合計		10	100.0		